

警報発表時・地震発生時の措置について(改訂版)

令和 8 年 5 月
福島小学校

◇和歌山市、和歌山市を含む地域に「レベル 3 大雨警報※」「レベル 3 土砂災害警報※」「暴風（大雪）警報」が発表された場合（※警戒レベル 3 以上はすべて含む）

	発 表 状 況	措 置
登 校 前	上記の警報が和歌山市に発表されている時	・ 自宅待機
	午前 6 時まで解除された場合	・ 平常通り授業をします。通学路などの安全を確認して登校してください。
	午前 8 時まで解除された場合（8 時を含む）	・ 警報が解除になった時点で、通学路などの安全を確認して登校してください。（給食はありません。）
	午前 8 時まで解除されない場合	・ 臨時休業とします。（各家庭で外出しないようにご指導ください。）翌日の予定は通常の間割とします。原則として通信連絡はしません。
登 校 後	レベル 3 警報、暴風（大雪）警報が発表された場合	・ <u>学校待機し、お迎えが可能と判断された時点で、「ラインスクール連絡帳」を使ってお知らせします。児童は「警報発表等の緊急対応カード」に記載された方が迎えに来るまで教室で待機します。教室までお迎えをお願いします。</u> ・ 警報発表時は、若竹学級はお休みです。
	レベル 4 危険警報、レベル 5 特別警報が発表された場合	・ 学校で待機します。

☆警報が発表されていなくても、地域の状況により危険と判断される場合は、自宅で待機させてください。

◇「震度 5 弱以上の地震」が発生、または「津波警報」が発表された場合

	措 置
登 校 前	・ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合、または、震度に関係なく「津波警報」や「大津波警報」が発表される等、危険が予測される場合は、臨時休業とします。 ・ 警報が解除になって登校する場合でも、危険が予想されるような時は、保護者の判断で登校を一時見合わせたり、避難場所に避難したりするなど安全に努めてください。 ○余震が続いている時 ○道路の冠水や家の倒壊、倒木がある時 など ※高い場所への避難行動も考えてください。
登 校 後	・ 安全第一を考え、第一次避難場所（運動場）へ避難します。 ・ 「津波警報」発表中は、学校または、避難場所で待機する。 ・ 「大津波警報」が発表された場合は、校舎または第二次避難場所（平井中央公園）へ避難します。 ・ 状況によって帰宅できると判断した場合、保護者に連絡をとり迎えを依頼します。

※「津波警報」や「大津波警報」が発表され、学校が避難所になっている場合は、臨時休業とします。

◇給食・授業について

- ・ 台風接近等で、前日の午後 5 時から午後 7 時の時点で、翌日の給食を中止することがあります。
- ・ 午前 6 時の時点で、レベル 3 大雨警報や暴風（大雪）警報が和歌山市に出ている時は、給食は中止です。後に警報が解除され、登校した場合も給食はありませんので、午前中の授業となります。
- ・ 給食がない場合は、原則 1 1 時 4 5 分の下校とします。

◇お願い

学校への問い合わせの電話は、状況の把握や関係機関との連絡の支障となりますので、ご遠慮ください。